

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行うので、千歳市契約規則（昭和39年規則第27号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和元年7月12日

千歳市公営企業管理者 牧野敏彦

1 入札対象工事

- (1) 工事名 : 末広2丁目外水道管改良工事
- (2) 工事場所 : 千歳市 末広2丁目
- (3) 工事概要
- | | | | | | |
|--------|-----------|-------|-------------------|---------|-----------------------|
| 布設延長 | : 管種 | DGXP | φ400 | 189.74m | |
| 給水管 | : 管種 | PP | φ25外 | 2か所 | |
| 産業廃棄物 | : アスファルト殻 | | 71 t | | |
| | : コンクリート殻 | | 0 t | | |
| 舗装仮復旧工 | : 車道 | t=3cm | 204m ² | | 密粒度（再生）または細粒度アスコン（再生） |
| 舗装復旧工 | : 車道 | t=5cm | 282m ² | | アスファルト安定処理（再生） |
| | | t=3cm | 360m ² | | 細粒度アスコン（再生） |
- (4) 工期 契約締結日から令和元年12月5日まで
- (5) 予定価格 32,043,000円（入札書比較価格29,130,000円）

2 入札参加資格

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有し、平成29・30・31・32年度における最新の千歳市競争入札参加資格者名簿において水道施設工事に登録がある者。
- (2) 平成21年度以降に千歳市又は千歳市以外の官公庁が発注した水道施設工事又は管工事の元請としての施工実績（共同企業体としての施工実績は、構成員としての出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有する者。
- (3) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者（申請者と3ヶ月以上の雇用関係にある者）を工事現場に適正配置できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から入札執行日までの間に千歳市より指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社法に基づく精算の開始、破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受注者」という。）でないこと。
- (8) 受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

- (9) 代表権を有する役員が受注者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。）の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号の再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項の更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札参加申請

- (1) 本入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（第1号様式）を受付期間に持参し、提出すること。受付期間を過ぎて持参したものや、郵送、電送によるものは受け付けない。
- (2) 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 期間：公告日から令和元年7月19日（金）まで
土曜日、日曜日、祝日等を除く午前9時から午後5時まで
 - イ 場所：千歳市東雲町3丁目2番地5 千歳市水道局2階総務課総務係

4 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次のとおり電子閲覧に供する。
 - ア 期間：前項（入札参加申請）第2号の期間と同じ。
 - イ 閲覧：千歳市ホームページ内、水道・下水道の入札情報ページで電子閲覧に供する。
（パスワード照会書を水道局総務課総務係に提出し、パスワードを同係から受け取り後、電子閲覧が可能）
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書（第3号様式）を持参し、提出すること。受付期間を過ぎて持参したものや、郵送、電送によるものは受け付けない。
 - ア 期限：入札執行日前々日（休日を除く）の午前10時まで。
 - イ 場所：前項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。

5 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は、第3項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和元年7月23日(火) 午前10時00分
- (2) 場所：千歳市水道局 2階会議室（千歳市東雲町3丁目2番地5）

7 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札回数は、1回とする。
- (5) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

8 最低制限価格制度

本入札は、千歳市最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を設定する。

9 工事費内訳書の提出

本工事に対応した工事費内訳書を持参し、入札書投函時に提出すること。

10 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

11 入札の無効

千歳市契約規則第12条及び建設工事競争入札心得第9条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 入札参加資格の審査

- (1) 予定価格以下で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札参加資格審査書類を提出期限までに持参提出すること。
- (3) 入札参加資格審査書類は、次のとおり受け付ける。
 - ア 期限：提出を求められた日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内とする。
 - イ 場所：第3項（入札参加申請）第2号の場所と同じ。
- (4) 入札参加資格審査書類は、次のとおりとする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）
 - イ 第2項（入札参加資格要件）第2号に示す工事施工実績を証明できるもの（契約書又はコリンズの写し等）
 - ウ 配置予定技術者経歴書（第5号様式）及び雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）
- (5) 入札参加資格審査は入札参加資格審査書類提出期限の翌日から起算して原則とし

て3日（休日を除く。）以内に行い、落札候補者が審査の結果、入札参加資格を満たしている場合は、落札者とする。

- (6) 落札候補者が第2項に示す入札参加資格を満たさないと認められたときは、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで審査を行う。また、当該落札候補者のした入札は無効とし、入札参加資格を満たさない理由を付して文書で通知する。
- (7) 入札参加資格を満たさないと認められたことに不服がある者は、前号の通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、その理由について書面により説明を求めることができる。

13 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。

14 契約書作成の要否

契約書の作成を必要とする。

15 支払条件等

- (1) 前金払 : 有 契約金額の4割以内を限度とする。
- (2) 中間前金払 : 有 契約金額の2割以内を限度とする。
- (3) 部分払 : 無

16 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であり、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で、入札を行うこと。
- (3) 不明な点については、次に照会すること。
千歳市水道局総務課総務係（千歳市水道局2階）
066-8686 千歳市東雲町3丁目2番地5
電話番号：0123-24-3270（直通）
FAX. 番号：0123-22-8810